

## 第3部 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関はそれぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 第1章 応急活動体制

自助	□	共助	□	公助	○
----	---	----	---	----	---

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置する等、応急活動体制を確立する。また、北海道の災害対策現地合同本部が設置された場合、同本部等と連携を図る。

#### 第1節 配備体制

本節については、基本編 第4部 第2章「防災活動体制等」を準用する。

#### 第2節 応急活動体制

##### 1 災害警戒本部

市は、副市長を本部長とし、次の場合に災害警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。

- ・ 地震が発生し津波警報や大津波警報が発表されるなど厳重な警戒が必要なとき。
- ・ 地震に伴う土砂災害が予想されるとき。
- ・ 地震による火災等二次災害が発生し、必要と認めたとき。

##### (1) 災害警戒本部の組織

基本編 第4部 第3章「災害対策本部等」に準ずる。

##### (2) 災害警戒本部の主な活動

基本編 第4部 第3章「災害対策本部等」に準ずる。

##### (3) 設置及び廃止基準

設 置	本部は、次のいずれかの場合で、市長が必要と認めるときに、網走市役所に設置する。ただし、大規模災害により市役所が使用不能となった場合は、直ちに代替場所に設置する。 (1) 津波、大津波等、気象業務法に基づく警報が発表されたとき。 (2) 災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、その状況を監視する必要があるとき。
名 称	網走市〇〇〇災害警戒本部（名称については災害名称を付ける）
廃 止	(1) 本部長が、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。 (2) 本部長が、警戒体制以上の配備体制が必要であると判断した場合に、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置が決定されたとき。

## 2 災害対策本部

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるときに設置する。

なお内容は、基本編 第4部 第3章「災害対策本部等」に準ずる。

## 3 現地災害対策本部

災害対策本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

なお内容は、基本編 第4部 第3章「災害対策本部等」に準ずる。

## 4 災害対策連絡会議

基本編 第4部 第1章「市防災会議」に準ずる。

## 第3節 動員（招集）の方法

動員は基本編 第4部 第2章「防災活動体制等」に準ずる。

## 第2章 地震、津波情報等の伝達計画

自助  共助  公助

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### 第1節 地震に関する情報等

#### 1 地震に関する警報及び情報等の種類及び内容

地震に関する警報及び情報等の種類及び内容については、次のとおりである。

##### (1) 地震動警報及び地震動予報の種類、発表名称及び内容

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類があり、「警報」の中でも予想震度が大きいものは「特別警報」とされる。

発表名称	内容等
緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して発表するもの このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報と位置付ける。
緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

##### (2) 地震に関する情報の種類及び内容

地震に関する情報等の種類及び内容は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 ・津波警報または、注意報発表した場合は、発表しない。	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または、若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとに観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合には、その地点名を発表 地震が多発した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下での地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

地震情報の種類	発表基準	発表内容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

## 2 緊急地震速報

### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）（※）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源に近い場所などは発表が間に合わない。

### (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。

また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努める。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市に伝達する。

市及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を住民等への伝達に努める。

## 第2節 津波情報

### 1 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に「大津波警報」「津波警報」又は「津波注意報」(以下、本計画において「津波警報等」という。)を、津波予報区単位で発表する。

- (1) 大津波警報及び津波警報：担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。
- (2) 津波注意報：担当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

### 2 津波警報等の発表方法

津波警報等とともに発表される「予想される津波の高さ」は、通常数値で発表される。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8以上の巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難である。このため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生から15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

#### (1) 大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10mを超える)	巨大	標高が低いところでは津波襲い浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5mを超えて10m以下)		
		5m (3mを超えて5m以下)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1mを超えて3m以下)	高い	陸上では避難の必要はない。海の中にいる人は、直ちに海からあがって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで、海に入ったり、海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m以上、1m以下)	(表記しない)	

## (注) 津波警報等の留意事項等

- 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

## (2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表する)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も、海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

## (3) 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等の津波情報が発表される。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の（津波警報等の発表方法）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (※1)

	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
--	---------------	--

## (※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報が発表中の1m以下の津波や津波警報が発表中の0.2m未満の津波は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## &lt;沿岸で観測された津波の最大波と発表内容&gt;

発表中の津波警報等	発表基準	内 容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表

## (注) 津波情報の留意事項等

## ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

## イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

## ウ 津波観測に関する情報

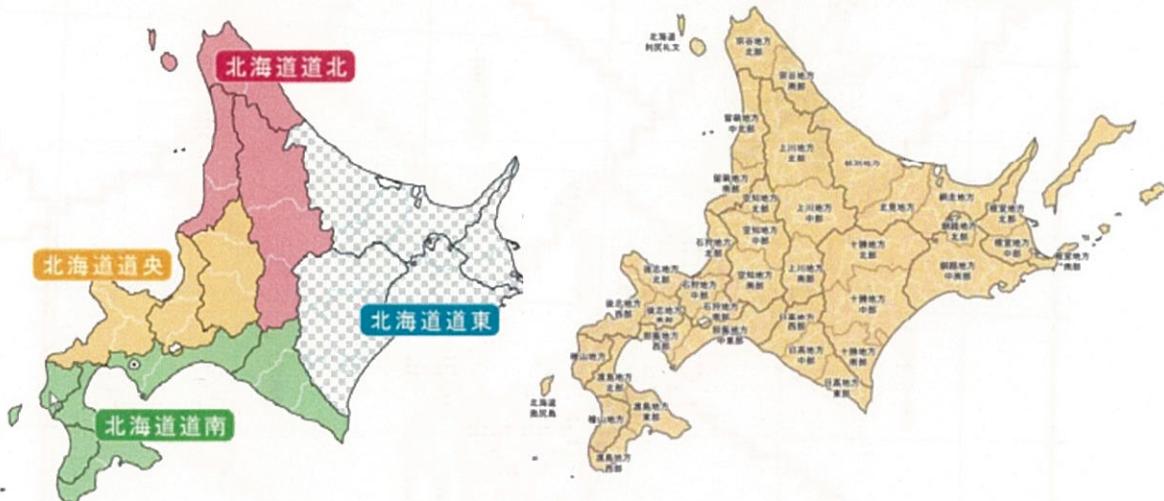
- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

### 第3節 地震に関する情報等に用いる震央地名及び地域名称

#### 1 緊急地震速報の震度の発表に用いる区域

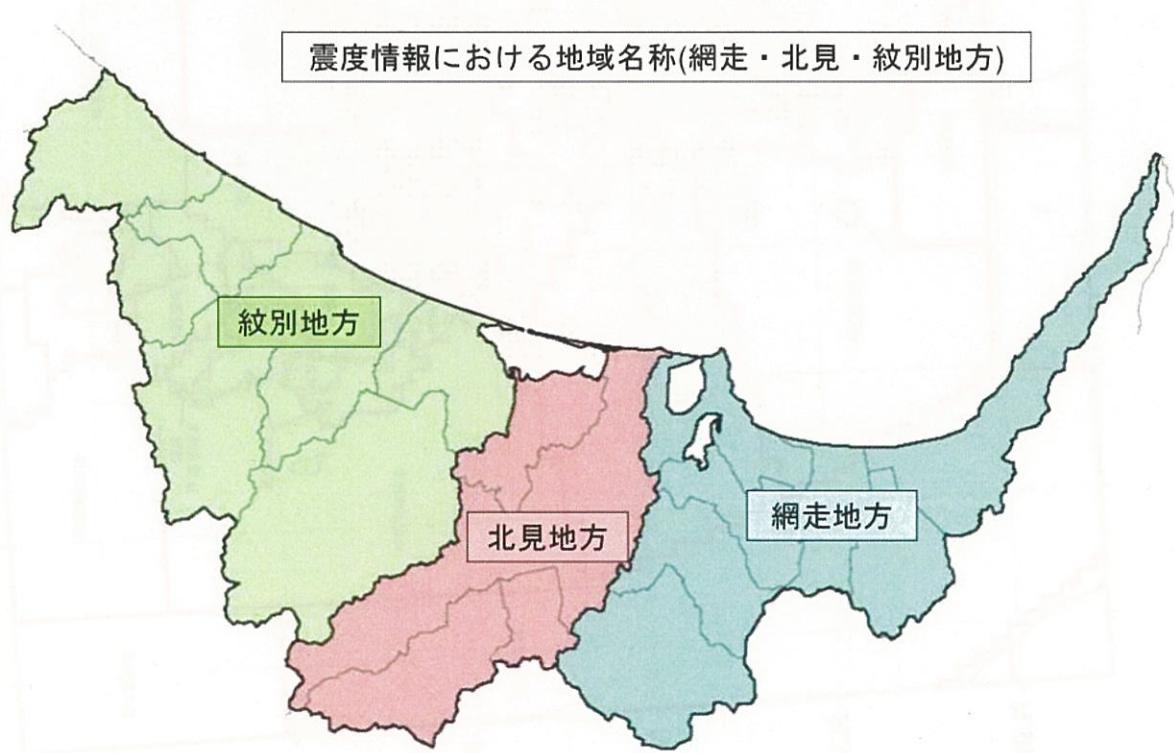
緊急地震速報で用いる府県予報区の名称

緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称

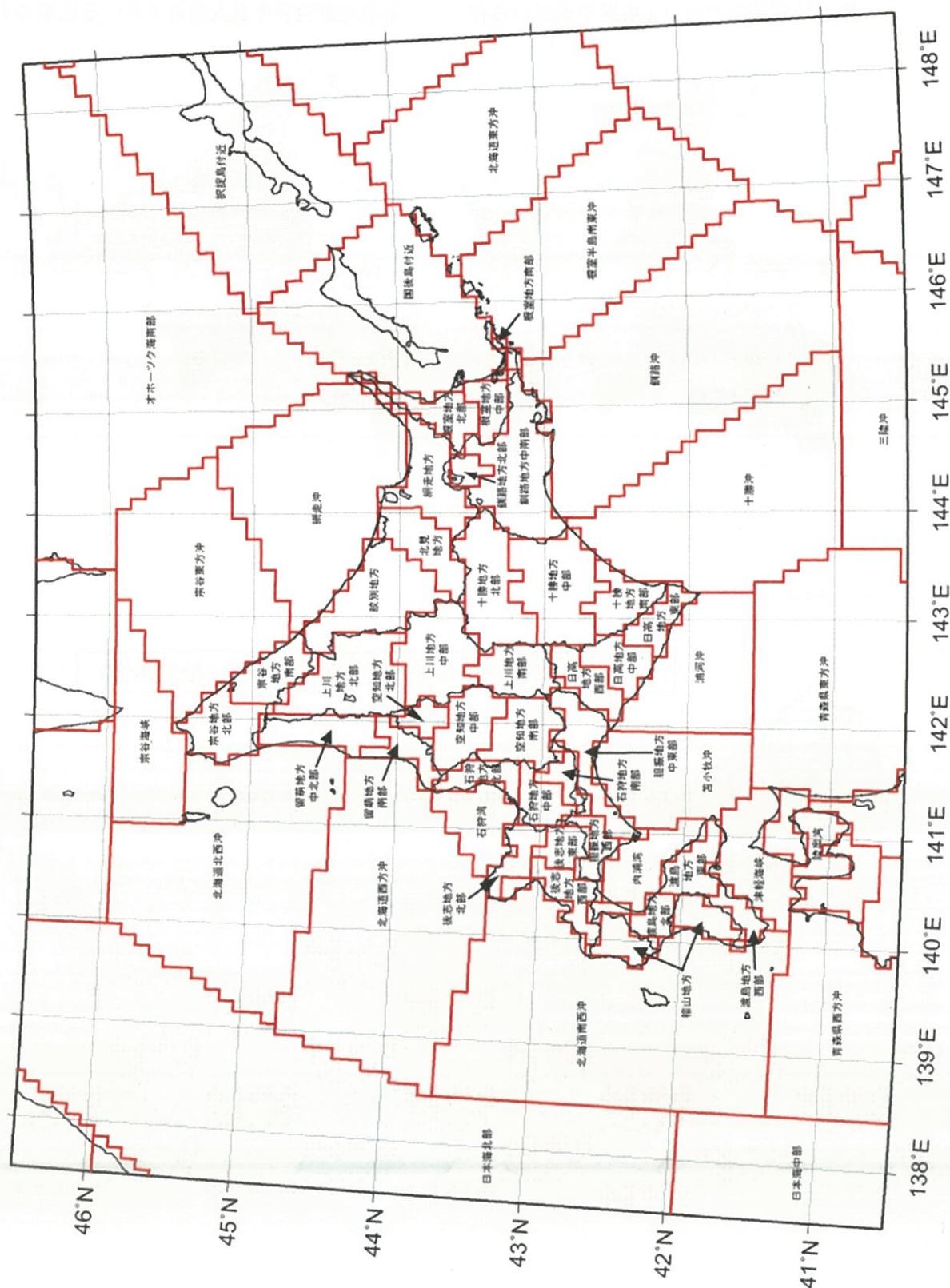


#### 2 震度情報における地域名称

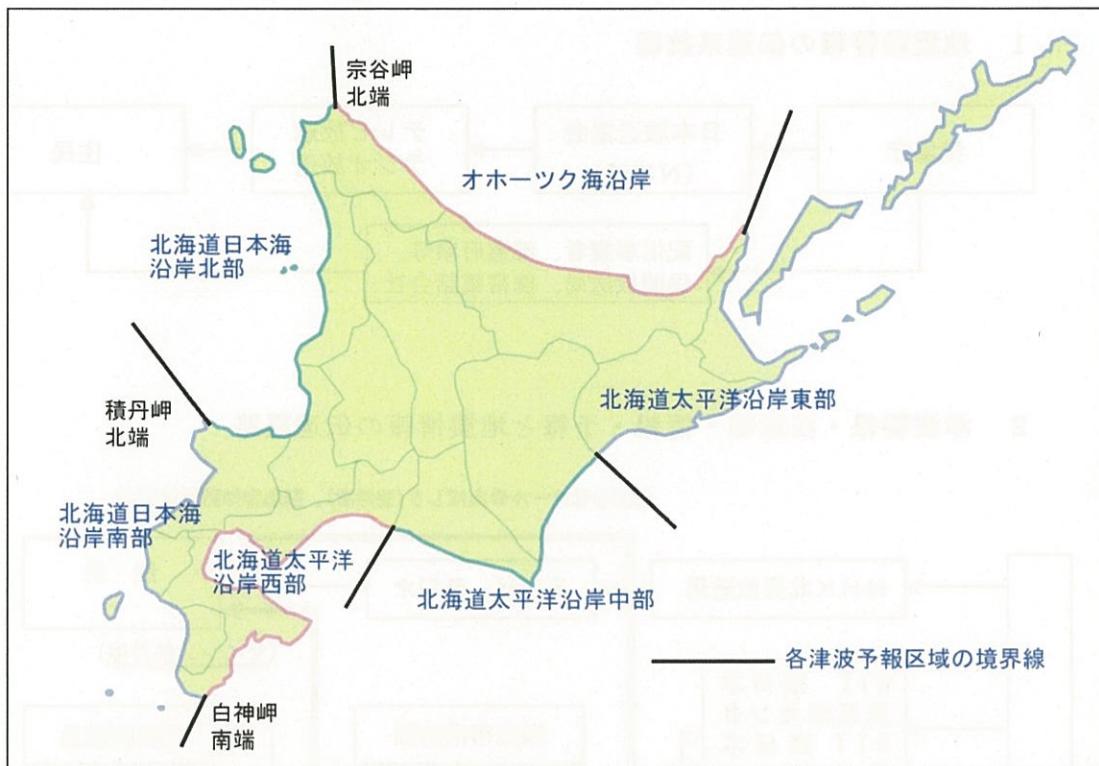
震度情報における地域名称(網走・北見・紋別地方)



## 3 地震に関する情報に用いる震央地名（北海道地方）



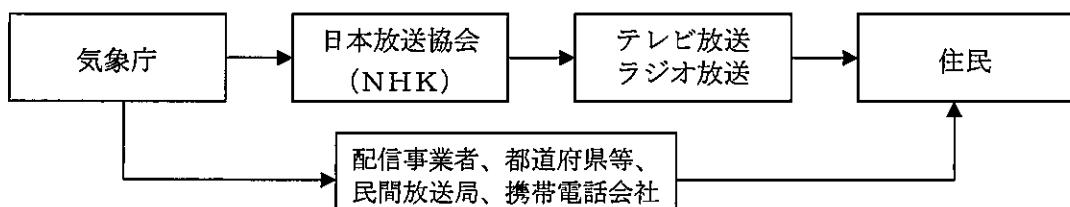
## 4 津波予報区



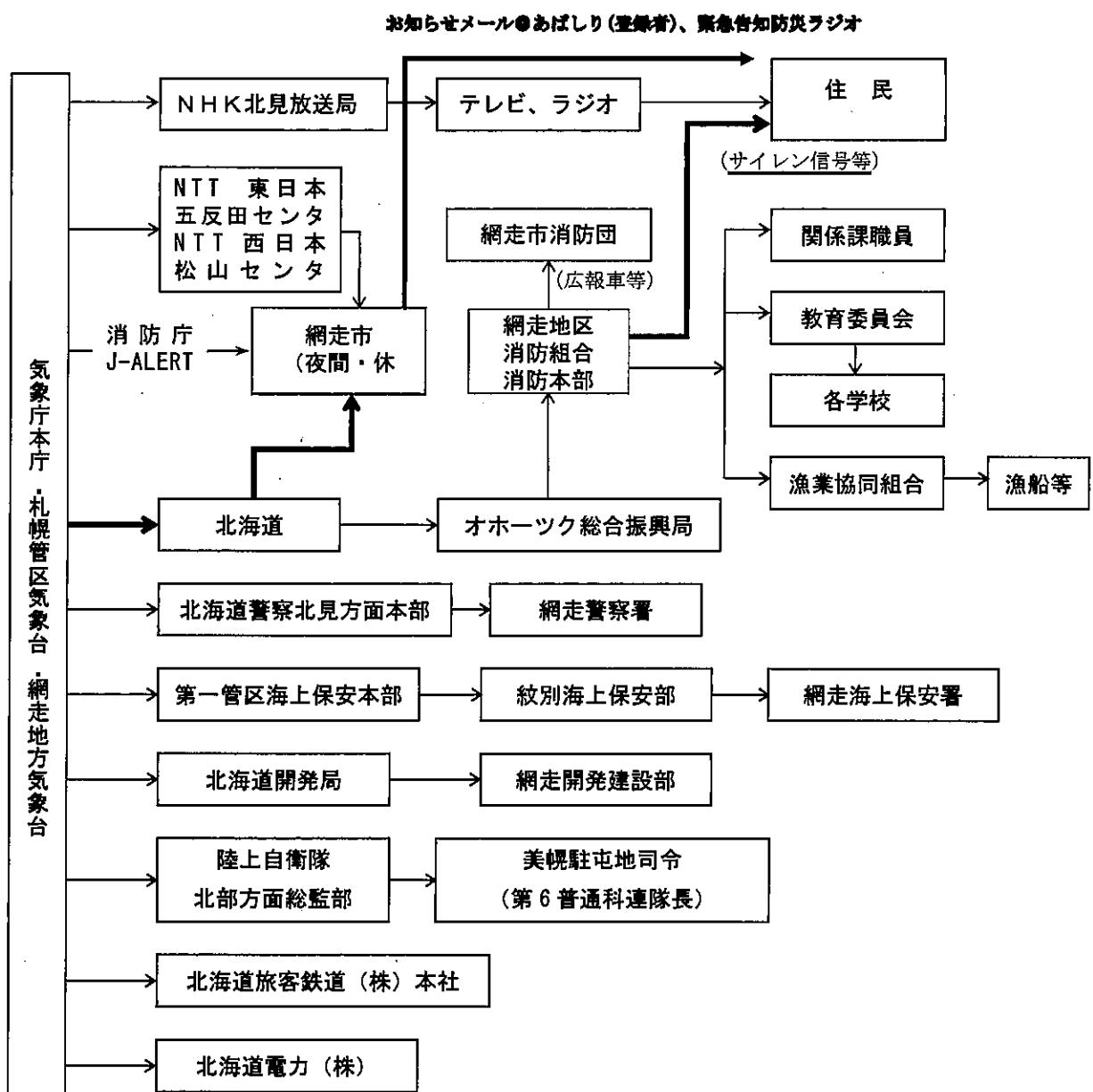
津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

## 第4節 地震、津波情報等の伝達

### 1 地震動警報の伝達系統図



### 2 津波警報・注意報・情報・予報と地震情報の伝達経路



## 第5節 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地面の揺れの強さの程度を表す指標で震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」（地震対策編資料1）は、ある震度が観測されたときに、その周辺でどのような現象や被害が発生するかの目安を示すものである。

[地震対策編資料1] 気象庁震度階級関連解説表

## 第6節 異常現象を発見した場合の通報

異常音響及び地変等の異常現象を発見した者から通報を受けた市は、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。

- 1 網走地区消防組合消防本部
- 2 網走警察署
- 3 オホーツク総合振興局地域政策課
- 4 網走地方気象台
- 5 影響のある隣接市町
- 6 その他、その異常現象に関係ある機関

なお、休日、夜間にあって、網走地区消防組合消防本部が通報を受けた場合は、速やかに総務防災課長へその旨を報告し、指示を受ける。

## 第3章 災害情報等の収集、伝達計画

自助  共助  公助

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりとするほか、基本編第6部 第1章「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

### 第1節 伝達体制の整備

市及び北海道は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、受信した緊急地震速報の住民等への伝達に努める。

### 第2節 災害情報等の内容及び通報の時期

#### 1 網走市

- (1) 市は、震度4以上を観測した場合、被災状況を北海道に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を北海道及び国(消防庁)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)
- (2) 市は、119番通報の殺到時には、その状況等を北海道及び国(消防庁)に報告する。
- (3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の北海道及び国(消防庁)への報告に努める。

## 第4章 災害広報計画

自助  共助  公助

本章については、基本編 第6部 第3章「災害広報・情報提供計画」を準用する。

## 第5章 避難対策計画

自助  共助  公助

本章については、基本編 第6部 第4章「避難対策計画」を準用する。

## 第6章 救助救出計画



本章については、基本編 第6部 第9章「救助救出計画」を準用する。

## 第7章 地震火災等対策計画



大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。また、市における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、基本編 第5部 第10章「消防計画」に準ずる。

### 第1節 消防活動体制の整備

市は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、網走地区消防組合等の消防機関と連携し、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

### 第2節 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 第3節 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じて応援協力をするとする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

## 第4節 地震火災対策計画の策定

市は、大地震時における火災防ぎよ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を策定する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

### 1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難である。また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になる等、消防力が低下すること等から、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

### 2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川の利用等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

### 3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内の住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の救護方法について事前に検討を行う。

### 4 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第8章 津波災害応急対策計画

自助  共助  公助

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、基本編 第6部 第5章「応急措置実施計画」に準ずるほか、次のとおりとする。

### 第1節 津波警戒体制の確立

市など次の機関は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え必要な警戒体制をとる。

#### 1 市

海浜等にある者に対し、その場からの退避、テレビ、ラジオの聴取等、警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等の警戒に当たる。

#### 2 北海道・オホーツク総合振興局

津波情報の収集、市との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒に当たるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

#### 3 北海道警察北見方面本部

気象庁が津波警報等を発表した場合等は、速やかに網走警察署と情報共有を図るとともに、警戒警備等の必要な措置を実施する。

#### 4 紋別海上保安部（網走海上保安署）

緊急通信等により、船舶に対し、津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等の警戒体制をとるよう周知する。

### 第2節 住民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、市長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

#### 1 市（網走地区消防組合網走消防署）

市長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、指示の解除に当たっては、住民に安全性の確認に努める。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台等に緊急避難するよう伝達する。

## 2 北海道

市が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合、知事は、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

また、市から求めがあった場合には、勧告及び指示の対象地域、判断時期等について助言する。

## 3 北海道警察北見方面本部

気象庁が津波警報等を発表した場合等は、速やかに網走警察署と情報共有を図るとともに、沿岸を管轄する警察署長は避難誘導、交通規制等の必要な措置を実施する。

## 4 紋別海上保安部（網走海上保安署）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

## 第3節 災害情報の収集

北海道、北海道警察北見方面本部及び紋別海上保安部（網走海上保安署）は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

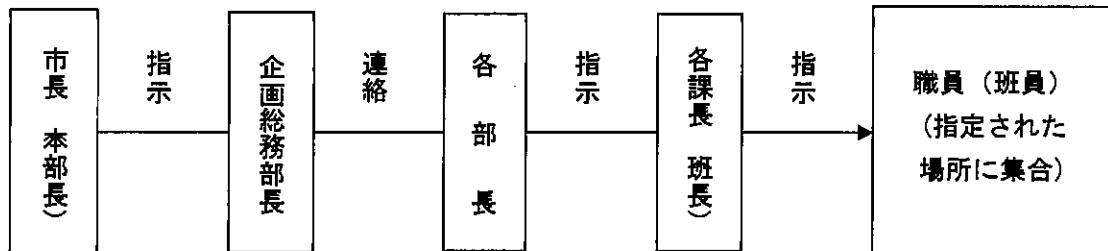
## 第4節 初動体制（職員の参集等）

### 1 連絡・参集体制

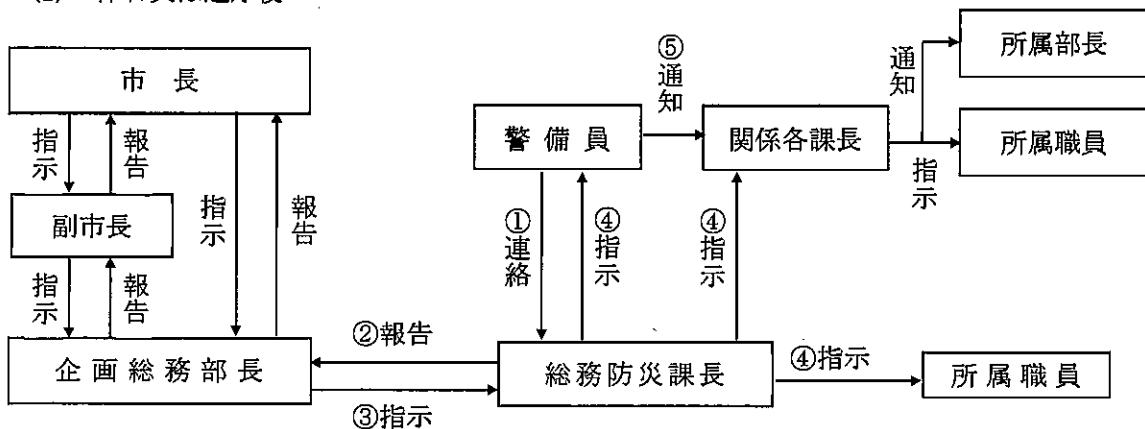
津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員の連絡・参集体制は、基本編 第4部 第2章「防災活動体制等」に準ずる。

#### (1) 平常勤務時の伝達

<伝達統図>



(2) 休日又は退庁後



(3) 配備体制

非常配備の体制	組織	基 準	職員動員
準備体制	基本は通常の組織 (災害対策連絡会議)	・津波注意報が発表されたとき。	・総務防災課 ・連絡会議の構成： 副市長、企画総務部長、建設港湾部長、その他副市長が指名する職員
非常配備体制	第1非常配備 (警戒体制)	灾害警戒本部	・津波警報が発表されたとき。 ・震度4の地震が発生したとき。
	第2非常配備 (非常体制)	灾害対策本部	・大津波警報が発表されたとき。 ・震度5弱、震度5強の地震が発生したとき。
	第3非常配備 (非常体制)		・大津波警報が発表されたとき。 ・震度6弱以上の地震が発生したとき。
			・全管理職員 ・総務防災課 ・施設所管課 ・建設港湾部
			・全職員

## 第5節 高齢者等避難・避難指示等の発令

### 1 発令基準

種 別	基 準	予想される津波の高さ
高齢者等避難	① 津波注意報が発表され、本部長が認めたとき。 ② 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	1m
避難指示	① 津波警報が発表されたとき。 ② 強い地震を感じたとき（おおむね震度4以上）又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、本部長が必要と認めたとき。 ③ 災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	3m
緊急安全確保	① 大津波警報が発表されたとき。 ② 著しく危険が迫り、緊急に避難を要すると認められるとき。	5m、10m、10m超

#### ※避難指示等基準の考え方

- ・高齢者等避難の発表…いつでも避難できるように準備する。
- ・避難指示の発令…避難所への避難が必要な状況。自宅付近の状況や必要に応じて、自身の安全を確保しながら避難する。
- ・緊急安全確保…速やかに、自身の安全を確保する。市職員等の指示に従う。

### 2 避難指示の周知・伝達方法

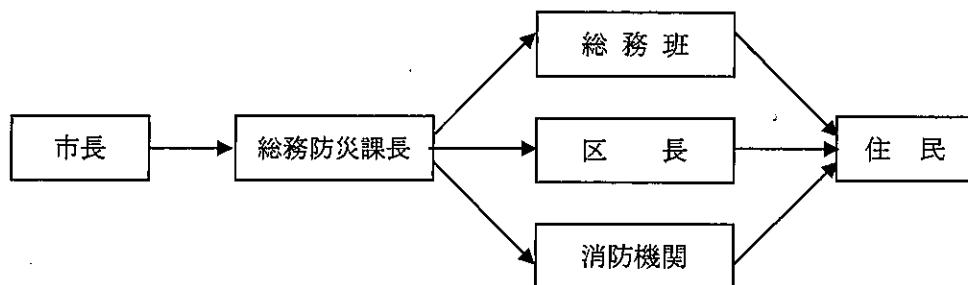
#### (1) 避難指示事項

- ア 避難先
- イ 避難路
- ウ 避難指示の理由
- エ 携行品等その他の注意事項

#### (2) 伝達方法

避難指示の伝達は次の方法による。

#### <避難指示伝達経路>



また、次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、2種類以上 の方法を併用して伝達する。

ア 放送、電話等による伝達

NHK、民間放送局に対し、勧告、指示を行った旨を連絡して、関係住民に伝達すべき事項を提示し放送するよう協力を依頼するとともに、電話等を通じ、伝達する。

イ 広報車による伝達

市、消防機関、警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ 戸別訪問による伝達

避難指示したときが、夜間、停電時等により全家庭への完全周知が困難と予想されるときは、災害対策本部員、消防職員及び消防団員、町内会役員等で班を編成し、戸別訪問により伝達する。

### 3 避難誘導

避難誘導は、市職員、消防職員・消防団員、警察官等が当たる。

(1) 避難の方法

避難は、避難者が自ら行うこととし、原則徒歩とする。ただし、避難困難地域及び郊外地区並びに高齢者等で徒歩による避難が困難な場合は、自動車による避難も可能とする。

(2) 移送の方法

自力による避難が不可能な場合には、市車両又は消防署等の車両により移送する。

なお、被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、本市のみにおいて措置できないときは、市は北海道に対し応援を求めて実施する。

なお、上記記載以外の事項は、「網走市津波避難計画（全体計画）」及び「網走市津波避難計画（地域計画）」に準ずる。

## 第9章 災害警備計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input type="radio"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	-----------------------

本章については、基本編 第6部 第12章「災害警備計画」を準用する。

## 第10章 交通応急対策計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input type="radio"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	-----------------------

本章については、基本編 第6部 第13章「交通応急対策計画」を準用する。

## 第11章 輸送計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	--------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

本章については、基本編 第6部 第14章「輸送計画」を準用する。

## 第12章 ヘリコプター活用計画

自助	<input type="radio"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

本章については、基本編 第6部 第8章「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

## 第13章 食料供給計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	-------------------------------------

本章については、基本編 第6部 第15章「食料供給計画」を準用する。

## 第14章 給水計画

自助	<input checked="" type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input type="checkbox"/>
----	-------------------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------

本章については、基本編 第6部 第16章「給水計画」を準用する。

## 第15章 衣料・生活必需物資供給計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="checkbox"/>	公助	<input type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	-------------------------------------	----	--------------------------

本章については、基本編 第6部 第17章「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

## 第16章 石油類燃料供給計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	-------------------------------------

本章については、基本編 第6部 第18章「石油類燃料供給計画」を準用する。

## 第17章 生活関連施設対策計画

自助	<input type="text"/>	共助	<input type="text"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	----------------------	----	----------------------	----	----------------------------------

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

### 第1節 上水道

基本編 第6部 第20章「上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

#### 1 応急復旧

水道事業管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく。また、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### 2 広報

水道事業管理者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 第2節 下水道

基本編 第6部 第20章「上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

#### 1 応急復旧

市長は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく。また、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

#### 2 広報

市長は、地震により下水道施設に被害があった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

### 第3節 通信

#### 1 応急復旧

東日本電信電話㈱北海道支店、㈱N T T ドコモ北海道支社等の電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害にあった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

## 2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報する。また、被災地への電話の自肅について理解と協力を求める等通信の確保に努める。

## 第4節 電力

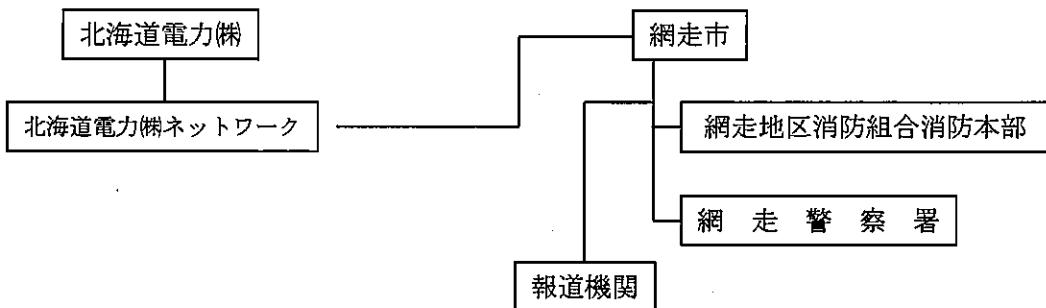
### 1 応急復旧

非常災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、電気施設の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電気供給施設としての機能を維持するため、北海道電力㈱ネットワークは、必要な対策を講じ速やかに応急復旧を行う。

また、市災害対策本部から要員派遣の指示・要請があったときは、あらかじめ定められた要員をその災害対策本部等に派遣する。

### 2 広報

災害時における情報の収集、連絡は次図により実施する。



## 第5節 放送

NHK等放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被災調査、点検を実施する。また、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施する等、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

## 第18章 医療救護計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="radio"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	--------------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------

本章については、基本編 第6部 第10章「医療救護計画」を準用する。

## 第19章 防疫計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="radio"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	--------------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------

本章については、基本編 第6部 第11章「防疫計画」を準用する

## 第20章 廃棄物等処理計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	----------------------------------

本章については、基本編 第6部 第29章「廃棄物等処理計画」を準用する。

## 第21章 家庭動物等対策計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	----------------------------------

本章については、基本編 第6部 第27章「家庭動物等対策計画」を準用する。

## 第22章 文教対策計画



本章については、基本編 第6部 第25章「文教対策計画」を準用する。

## 第23章 住宅対策計画



本章については、基本編 第6部 第23章「住宅対策計画」を準用する。

第24章 被災建築物安全対策計画

自助 共助 公助 ○

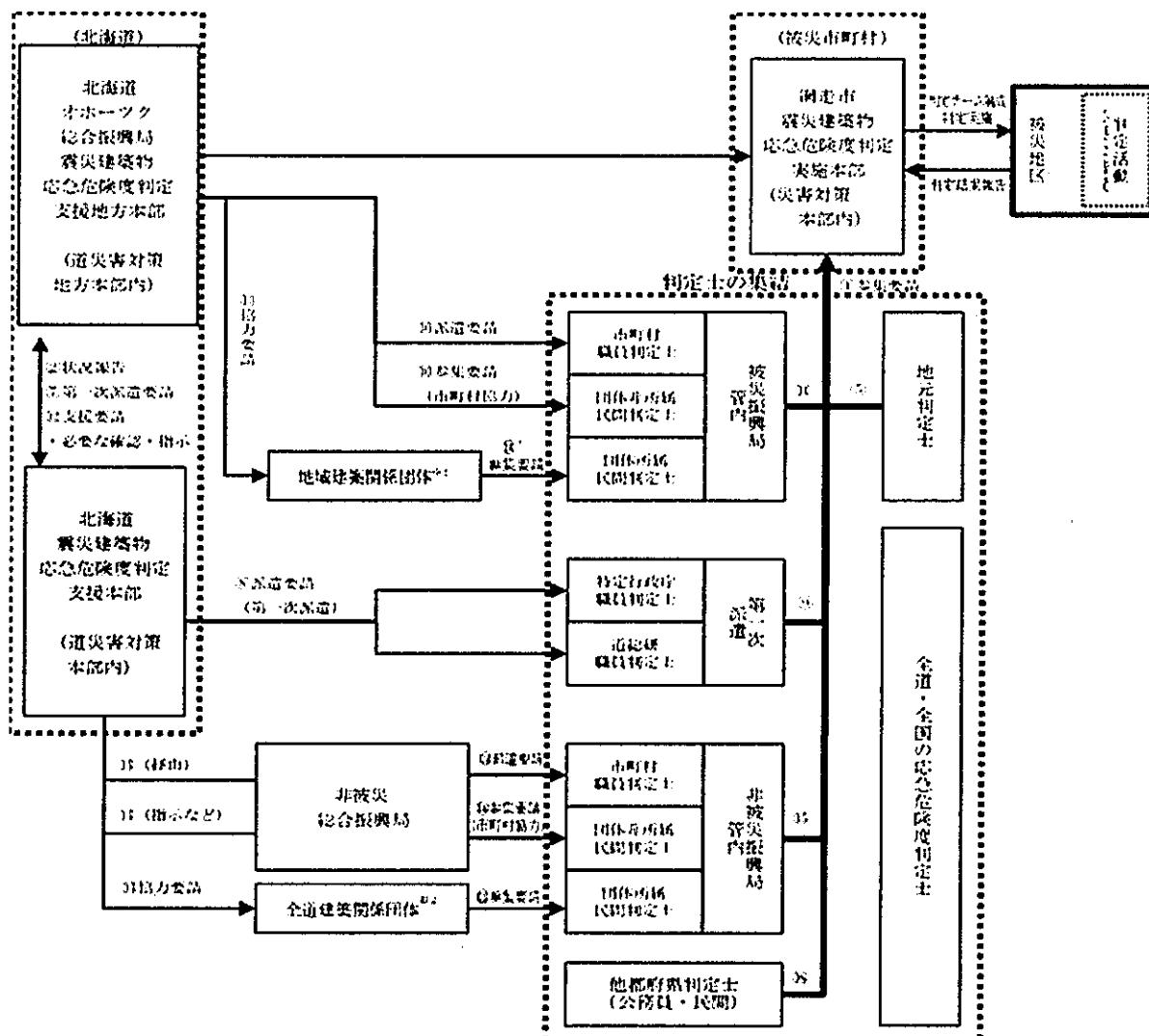
地震により被災した建築物等における当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

## 第1節 応急危険度判定の活動体制

## 1 活動体制

北海道及び市は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）  
※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

## 2 基本的事項

### (1) 判定被災急建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

### (2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

### (3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階での判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定内容については、次のとおりである。

**危険**：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

**要注意**：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

**調査済**：建築物の損傷が少ない場合である。

### (4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

### (5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること。また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 第2節 石綿飛散防災対策

被災建築物から石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

### 1 基本の方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

### 2 実施主体及び実施方法

#### (1) 市及び北海道

市及び北海道は、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

#### (2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

#### (3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

[地震対策編資料 2] 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

[地震対策編資料 3] 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

## 第25章 被災宅地安全対策計画

自助	<input checked="" type="radio"/>	共助	<input checked="" type="radio"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	----------------------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------

本章については、基本編 第6部 第22章「被災宅地安全対策計画」を準用する。

## 第26章 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

自助	<input type="radio"/>	共助	<input checked="" type="radio"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	-----------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------

本章については、基本編 第6部 第26章「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

## 第27章 障害物除去計画

自助	<input checked="" type="radio"/>	共助	<input checked="" type="radio"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	----------------------------------	----	----------------------------------	----	----------------------------------

本章については、基本編 第6部 第24章「障害物除去計画」を準用する。

## 第28章 広域応援計画

自助	<input type="radio"/>	共助	<input type="radio"/>	公助	<input checked="" type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	----------------------------------

本章については、基本編 第6部 第7章「広域応援・受援計画」を準用する。

## 第29章 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------

本章については、基本編 第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

## 第30章 防災ボランティアとの連携計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------

本章については、基本編 第6部 第30章「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

## 第31章 災害義援金募集（配分）計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------

本章については、基本編 第6部 第32章「災害義援金募集（配分）計画」を準用する。

## 第32章 災害救助法の適用と応急救助活動計画

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input type="checkbox"/>	公助	<input type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------

本章については、基本編 第6部 第34章「災害救助法の適用と実施」を準用する。